

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営の自主性・創造性・効率性の向上、公正・自由な競争の促進、多様で良質なサービス提供を通じた国民の利便性向上等、郵政民営化の基本理念に則り、当行は以下の経営理念を掲げております。

〔ゆうちよ銀行 経営理念〕

お客様の声を明日への羅針盤とする「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

「信頼」:法令等を遵守し、お客さまを始め、市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします

「変革」:お客様の声・環境の変化に応じ、経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます

「効率」:お客さま志向の商品・サービスを追求し、スピードと効率性の向上に努めます

「専門性」:お客さまの期待に応えるサービスを目指し、不断に専門性の向上を図ります

また、当行が属する日本郵政グループは、グループ各社とその役職員が遵守すべき共通の行動規範として、以下の行動憲章を制定しております。

〔日本郵政グループ 行動憲章〕

1. 信頼の確保

・お客さまの立場に立ち、お客さまの期待に応えることにより、お客さまの信頼を獲得します。

・情報の保護と管理を徹底し、お客さまと社会に対して安心を約束します。

・透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業としての説明責任を果たします。

2. 規範の遵守

・法令や社会規範、社内ルールを遵守し、誠実な企業活動を継続します。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決します。

・責任と権限を明確にし、プロセスと結果を厳正に評価して職場規律を維持します。

3. 共生の尊重

・環境に配慮し、企業活動を通じて積極的に社会に貢献します。

・多様なステークホルダーとの対話を重視し、持続的な共生を目指します。

・人権を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保します。

4. 価値の創造

・お客さまにとって新しい利便性を創り、質の高いサービスを提供します。

・郵政ネットワークを通じて三事業のユニバーサルサービスを提供することで、安定的な価値を創出します。

・社員の相互理解と連携を推進し、一人ひとりが役割と責任を果たすことによって、チームワークを発揮しつつ、郵政グループの企業価値を創造していきます。

5. 変革の推進

・お客さまに安定したサービスを提供していくために、技術革新を採り入れ、常に内部変革を行います。

・広い視野、高い視点に立って、グループの発展のために創造性を発揮します。

・世界とつながり世界へ広がるビジネスに、積極果敢にチャレンジします。

当行では、以上の経営理念、行動規範を実践するため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に経営の最重点課題の一つとしており、その実現に向け、指名委員会等設置会社の経営体制を採用しております。

具体的には、お客さまや投資家・株主を始め多様なステークホルダーの声を聴くべく社外取締役を中心に構成された取締役会が、経営を実効的に監督する一方で、取締役会で選任された執行役が、取締役会から権限委譲を受け効率的に業務執行を行っております。これにより、経営の監督と業務執行を分離し、透明性の向上を図ると共に、社外取締役を中心に構成した取締役会と指名・監査・報酬の3つの委員会による経営監督機能の一層の強化と、取締役会から執行役への業務執行権限の委譲による意思決定の迅速化を、推進する経営体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本郵政株式会社	3,749,475,000	83.32

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

日本郵政株式会社 (上場:東京) (コード) 6178

補足説明

郵政民営化法により、当行の親会社である日本郵政株式会社は、当行及び株式会社かんぽ生命保険(以下あわせて「金融2社」)の株式について、その全部を処分することを旨とし、当行の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが定められております。

また、日本郵政株式会社は、上場後の金融2社株式の売却について、金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していくことも発表しました。しかしながら、3社の時価総額は相当程度の規模になることが想定され、短期間で大規模に売却することは、株式市場の需給の観点からは容易ではないと考えられます。従って、同社は、金融2社株式をいつまでに50%程度まで売却するかを明確には示せないものの、株式市場の動向等の条件が許す限り、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却を進める予定としています。

※上記「大株主の状況」における、日本郵政株式会社の「所有株式数」「割合」は、2015年11月2日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。当行は、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性(銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール)等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

日本郵政株式会社は当行の親会社であり、当行は、日本郵政株式会社の企業グループ(以下「日本郵政グループ」という。)における唯一の銀行であります。

当行は、日本郵政株式会社と人的・資金的関係等で密接な関係にありますが、当行の責任により意思決定を行い、独立して経営・事業運営を行っております。

当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ各社の相互の連携・協力、シナジー効果の発揮が、グループ各社、ひいては日本郵政グループ全体の価値を向上させることに鑑み、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした日本郵政グループ協定を締結しております。

この協定を受け、当行は、日本郵政株式会社との間で、日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ運営の重要事項を、同社との事前協議事項、同社への報告事項としておりますが、同社は当行の意思決定を妨げ又は拘束しない旨明定しています。更に、上記協定では、当行を含む同社の事業子会社は、日本郵政グループに属する利益を活用し、自主的・自律的な経営を行う旨等も定めています。協定等の詳細は、新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)をご参照下さい。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	8名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
有田 知徳	弁護士														
岩崎 芳史	他の会社の出身者														
根津 嘉澄	他の会社の出身者														
野原 佐和子	他の会社の出身者														
町田 徹	他の会社の出身者														
明石 伸子	他の会社の出身者														
壺井 俊博	他の会社の出身者		○	○	○					○					
池田 克朗	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
有田 知徳			○		弁護士 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	有田氏は長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。
岩崎 芳史	○	○		○	元三井不動産リアルティ株式会社代表取締役社長 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	岩崎氏は長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
根津 嘉澄	○	○		○	東武鉄道株式会社取締役社長 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、	根津氏は長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に

				「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。）	抵触せず、当行が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
野原 佐和子		○	○	株式会社イブシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	野原氏は複数の研究所等の要職を歴任し、また、政府関係会議の有識者委員を多数歴任し、国内外の先進的な事業戦略などについての深い見識を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
町田 徹		○	○	経済ジャーナリスト 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	町田氏は大手新聞社の要職を歴任後、ジャーナリストとして活動し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
明石 伸子			○	有限会社ブライント代表取締役 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長 内閣府「男女共同参画推進連携会議」有識者議員 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	明石氏は特定非営利活動法人の理事長、政府関係会議の有識者議員等として活動し、サービス向上、男女共同参画など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。
壺井 俊博		○		元日本郵政株式会社常務執行役 元日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員副社長 壺井氏は、親会社であり主要株主である日本郵政株式会社において2013年6月から2015年6月まで常務執行役であり、兄弟会社である郵便局株式会社(2007年10月から2012年9月)及び日本郵便株式会社(2012年10月から2015年6月)において、代表取締役副社長などの業務執行者でありました。 日本郵便株式会社の営業収益に占める当行からの銀行代理業務手数料の割合は23.8%であり(直近3年間の平均)、当行を主要な取引先とする者に該当します。また、その他の属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	壺井氏は日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社において要職を歴任し、その経歴を通じて培った当グループ経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。
池田 克朗		○	○	元MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社監査役 属性情報については、当行が定める軽微基準を充足しているため、その記載を省略します。(軽微基準の概要については、「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」欄をご参照ください。)	池田氏は長年にわたり金融機関の経営に携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知見を有し、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当行が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査委員会	5	1	0	5	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数

23名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
長門 正貢	あり	あり	×	×	なし
田中 進	あり	あり	×	×	なし
間瀬 朝久	なし	あり	×	×	なし
佐護 勝紀	なし	なし	×	×	なし
村島 正浩	なし	なし	×	×	なし
山田 博	なし	なし	×	×	なし
向井 理希	なし	なし	×	×	なし
志々見 寛一	なし	なし	×	×	なし
堀 康幸	なし	なし	×	×	なし
西森 正広	なし	なし	×	×	なし
相田 雅哉	なし	なし	×	×	なし
牧野 洋子	なし	なし	×	×	なし
天羽 邦彦	なし	なし	×	×	なし
宇野 陽一	なし	なし	×	×	なし
矢野 晴巳	なし	なし	×	×	なし
新村 真	なし	なし	×	×	なし
林 鈴憲	なし	なし	×	×	なし
尾形 哲	なし	なし	×	×	なし
小藤田 実	なし	なし	×	×	なし
川崎 ふじえ	なし	なし	×	×	なし
大野 利治	なし	なし	×	×	なし
櫻井 重行	なし	なし	×	×	なし
石井 正敏	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置しています。
監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行うこととしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告しております。
監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。
内部監査部門及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

【独立役員関係】

独立役員的人数

6名

その他独立役員に関する事項

I 独立性判断基準

当行は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

- 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
- 過去に当行の親会社の業務執行者でない取締役であった者
- 当行を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
- 当行の主要な取引先である者又はその業務執行者等
- 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
- 当行の主要株主(法人である場合には、当該法人の業務執行者等)
- 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族
 - 前記1から6までに掲げる者
 - 日本郵政グループ(当行を除く)の業務執行者
 - 当行の親会社の業務執行者でない取締役
- 当行の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
- 当行から多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

※本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ 当行、当行の親会社、当行の子会社及び当行の兄弟会社
業務執行者 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等 業務執行者又は過去に業務執行者であった者

当行を主要な取引先とする者 過去3事業年度における当行からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者

当行の主要な取引先である者 過去3事業年度におけるその者から当行への支払の年間平均額が、当行の過去3事業年度の年間平均連結経

常収益の2%以上である者

多額の金銭 過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
 主要株主 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
 多額の寄付 過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

II 軽微基準

独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

1. 取引

(1) 過去3事業年度における当行から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満

(2) 過去3事業年度における当該取引先から当行への支払の年間平均額が、当行の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

2. 寄付

当行からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた金額を基準とし、同金額に事業計画の達成状況等により評価された結果を反映させた報酬を支給しております。その基準金額の水準については、執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮し相応と思われる程度とし、変動幅については、年収比適切な比率を設定しております。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができることとしております。なお、上場後の役員報酬制度の在り方につきましては、投資家等のご意見も踏まえながら、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みの導入を検討いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内役員(執行役を含む。)、社外役員の別に、員数及び総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

なお、上場後の役員報酬制度の在り方につきましては、投資家等のご意見も踏まえながら、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みの導入を検討いたします。

1. 報酬体系

(1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

(2) 当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。

(3) 当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた報酬を基準金額とし、同金額に個人別の評価を反映させた一部変動金額報酬を支給するものとする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

2. 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮し相応と思われる程度とする。

3. 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた金額を基準とし、同金額に事業計画の達成状況等により評価された結果を反映させた報酬を支給する。その基準金額の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮し相応と思われる程度とし、変動幅については、年収比適切な比率を設定する。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会等の開催に際しては、社外取締役に対し、事前に資料を配付し、説明を行うことを原則としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会及び法定の3委員会

取締役会は、12名の取締役で構成されております。12名のうち3名は執行役を兼務する取締役で、8名は社外取締役であります。

取締役会のもとには、過半数を社外取締役で構成すると定められた法定の3委員会(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)を設置し、取締役会とともに経営の監督機能を担っております。

【指名委員会】

取締役の選任及び解任に関する基準を決定します。また、株主総会に提出する取締役の選任又は解任に関する議案の内容を決定します。

【監査委員会】

執行役及び取締役の職務の執行の監査及び監査報告書の作成をします。また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

【報酬委員会】

執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決定します。また、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

2. 執行役、経営会議、内部統制会議、専門委員会及び執行役員

執行役は、取締役会により選任され、経営の業務執行機能を担っております。

代表執行役社長は、取締役会から委任された権限と責任を十分踏まえた業務の執行を行っております。代表執行役社長の諮問機関として経営会議及び内部統制会議を設置し、業務の執行に関する重要な事項については経営会議において、法令等遵守などの内部統制に関する最重要事項については内部統制会議において、それぞれ協議を行っております。専門的な議論が必要な事項については、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、CSR委員会、情報開示委員会の専門委員会にて協議を行っております。

また、高度な専門的知識を用いて業務を執行する従業員として、執行役員の制度を設けております。

【コンプライアンス委員会】

コンプライアンス態勢、コンプライアンス・プログラムの策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

【リスク管理委員会】

リスク管理の枠組みに関する事項として、リスク管理態勢・運営方針の策定及びリスク管理の状況などに関する協議・報告を行います。

【ALM委員会】

ALMの基本計画・運営方針の策定や管理項目の設定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

【CSR委員会】

CSRの基本方針・活動計画の策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

【情報開示委員会】

情報開示の適正性・有効性を確保するため、情報開示に係る基本方針などに関する協議・報告を行います。

3. 責任限定契約の概要

会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行では、意思決定を迅速に行い、かつ、経営の透明性向上を図るため、指名委員会等設置会社の制度を採用しております。指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置して、取締役会及び3委員会が経営を確実にチェックできる体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の開催にあたっては、早期に招集通知の発送が行えるように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が出席し易い株主総会日を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使環境向上の観点から、パソコンにより、当行の指定する議決権行使サイトにて、議決権を行使いただくことができるようにする予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを利用する予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を当行ホームページに掲載する予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当行ホームページに「ディスクロージャーポリシー」の掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR資料をホームページに掲載する際には個人投資家も意識したデザインとすることや、将来的には説明会の開催を検討するなど、情報提供の充実を図ってまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとの決算発表後のテレフォンカンファレンスなど、アナリストや機関投資家向けに決算説明会を開催し、経営陣による財務状況等についての説明を実施する予定です。また、証券会社主催の機関投資家向けセミナー等にも参加する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	経営陣による海外IRを年数回実施する予定です。また、決算短信やIR資料等、日本国内で使用する情報は、英語へ翻訳してホームページに掲載し、国内・海外投資家の情報格差を極力なくすよう努めてまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等をホームページに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:専務執行役 山田 博 担当部署:コーポレートスタッフ部門IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行の経営理念、日本郵政グループのグループ行動憲章において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行では、銀行として付託された社会的役割の重さに鑑み、CSRを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけています。「人に優しい事業環境の整備」、「社会、地域社会への貢献の推進」、「環境保全活動の推進」の3つをCSR重点課題として、年金配達サービスやバリアフリー化、金融啓発活動の一環としての「ゆうちょアイデア貯金箱コンクール」の開催、「ゆうちょ銀行環境方針」に基づく環境配慮行動等、各種CSR活動に取り組んでいます。また、その内容について、ディスクロージャー誌に掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	日本郵政グループのグループ行動憲章に次のとおり規定しております。 「透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業としての説明責任を果たします」

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 イ. 経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役員及び使用人（以下「役職員」という。）が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
 ロ. 代表執行役社長が指名する執行役員で構成する内部統制会議を定期的に開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。
 ハ. コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定、定期的実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 ニ. 役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
 ホ. コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
 ヘ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
 ト. 当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
 チ. 法令又は社内規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
 リ. 内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 イ. リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
 ロ. リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 ハ. 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。
- (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 イ. 代表執行役社長が指名する執行役員で構成する経営会議を定期的に開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
 ロ. 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
- (5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 イ. 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
 ロ. 子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
 ハ. グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。
- (6) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。
- (7) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項
 監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- (8) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。
- (9) 監査委員会への報告に関する体制
 イ. 執行役員は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
 ロ. 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 ハ. 内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
 ニ. 役職員は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
 ホ. 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- (10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 イ. 代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
 ロ. 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
 ハ. 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを基本方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 社内規則の整備状況

当行では、上記基本方針に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

(2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当行では、反社会的勢力との関係を遮断するための対応を統括する部署を定め、反社会的勢力対応に関する企画・管理等の対応を行っております。また、不当要求防止責任者を本社・営業所等に配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。

(3) 外部の専門機関との連携

当行では、営業所等が銀行警察連絡協議会への参加や暴力追放運動推進センターへの加入を通じ、平素から警察等と連携を図るとともに、緊急時には警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じ実施するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

(4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当行では、反社会的勢力対応の統括部署において、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢を構築しております。

(5) 対応マニュアルの整備状況

当行では、反社会的勢力への対応にあたり、具体的な対応態勢に係る社内規則を定め、組織的かつ統一的な対応が図られるよう取組みを行っております。

(6) 研修活動の実施状況

当行では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、コンプライアンス研修等を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当行は、当行の企業価値が不当に毀損されることを未然に防止するために、買収防衛策の導入等に関する株主総会決議を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、銀行法の規定により、当行の議決権の5%を超える議決権の保有者は、「銀行議決権保有届出書」の内閣総理大臣への提出が必要となります。また、同法により、当行の総議決権の20%以上の保有者になろうとする者、又は当行を子会社とする持株会社となろうとする者は、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 基本的な考え方

「日本郵政グループ行動憲章」は、透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業としての説明責任を果たし、信頼を確保する旨を定めております。当行は、この実現に向け、投資家・株主や他のステークホルダーに対する迅速、正確かつ公平な情報開示に努めてまいります。

また、当行は、情報開示に係る当行の基本方針等を明確に示す「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当行ホームページ等で公表する方針にしております。さらに、このポリシーに基づいた正確かつ公平・適切な情報開示を目的に、「ディスクロージャー規程」を制定しております。加えて、経営者が当行役員に周知・啓発し、インサイダー取引の未然防止を図る社内規程を定め、適時開示を重視する企業風土の醸成に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 情報開示総括責任者

ディスクロージャーを統括するため、財務部担当執行役・広報部担当執行役を情報開示総括責任者とし、広報部担当執行役を、東京証券取引所有価証券上場規程に定める「情報取扱責任者」としております。

(2) 情報開示所管部責任者

ディスクロージャーに当たり、開示事項の所管部署の長を、情報開示所管部責任者としております。所管部責任者は、所管部署での情報開示に係る内部統制の整備・運用を行っております。

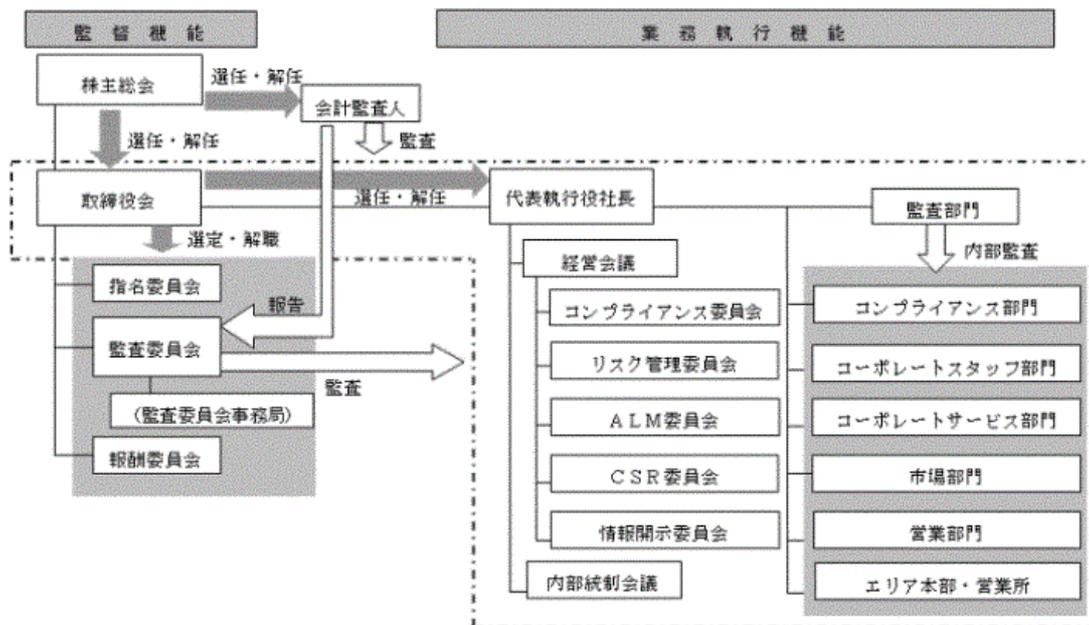
(3) 情報開示委員会

情報開示に関して専門的に協議等するため、経営会議の諮問機関として情報開示委員会を設置しております。

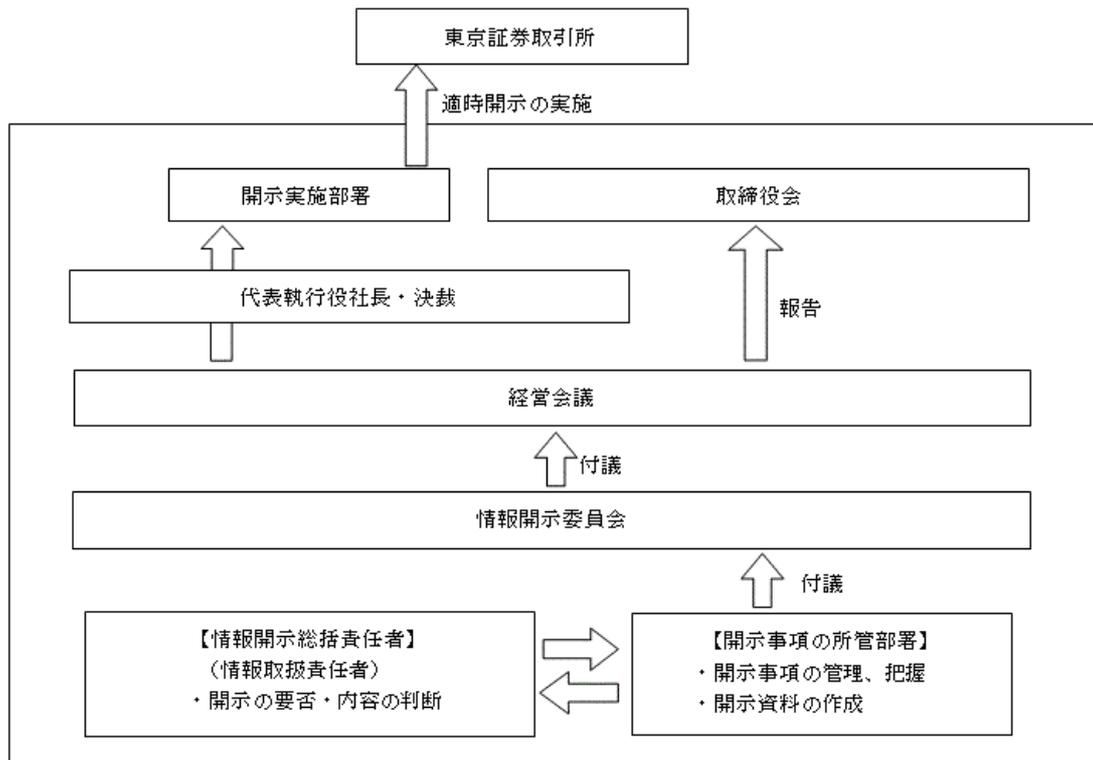
(4) 開示実施・監査部署

広報部が、金融商品取引法等又は東証規則が定める方法によるほか、報道発表・当行Webサイトによる開示・報道対応を行うこととしております。監査企画部は、情報開示体制を対象とした監査を行い、監査委員会に報告することとしております。

【コーポレートガバナンス体制(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



※ 監査企画部が情報開示体制を対象とした監査を行い、監査委員会に報告。